

盛土規制法許可申請の手引き（令和7年4月）
手引き案（令和7年1月）からの主な変更内容

表紙・はじめに

- ・令和7年4月に変更。

第一編 制度編

1 盛土規制法の許可制度（総論）

手引き ページ	変更内容
1-10,11	・県への経由市町村 久米南町及び西粟倉村の担当課変更。
1-15	・規制対象外となる河川の種類として、地方公共団体が管理又は監督する普通河川の区域や予定地等を追加。
1-20	・図1.8.1 災害の発生のおそれがない一定規模以下の工事 土石の堆積 上段「地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差」を「高さ」に変更。
1-26	・舗装に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは、土に該当しないものと取り扱うことを追加。 ※許可を要する規模のものとして行う計画のものは、舗装等も含めて技術的基準への適合を確認する。
1-34	・平地盛土、腹付盛土、谷埋め盛土及び溪流等の定義を記載。

2 許可制度（各論）

手引き ページ	変更内容
1-41	・表2.1.1 周知状況報告書への添付資料 掲示及びインターネットでの周知の場合、その旨を自治会等に知らせることが望ましいことを追記。
1-42	・平地盛土、腹付盛土、谷埋め盛土及び溪流等の定義を記載。（再掲）
1-76	・【解説】 土石の堆積は工事廃止届の対象外であることを記載。
1-77	・【解説】 手続きの要否の判定フローの説明をなお書きで記載。

3 参考

手引き ページ	変更内容
1-87	・（1）建築基準法 ①建築確認申請 2） 許可規模未満の届出以外に、許可を要しない高さが2mを超える擁壁も、建築基準法上の手続きが必要となるため記載内容訂正。

第二編 技術的基準編

1 技術的基準全般

手引き ページ	変更内容
2-1	・根拠法令として令第18条追加。

2 地盤に関する技術的基準

手引き ページ	変更内容
2-5	・解説⑥として、笠岡湾干拓地における盛土工事の扱いについて記載。
2-11	・図2.2.3 盛土の安定性に関するフロー図修正。本手引き掲載項番号追加。

3 擁壁に関する技術的基準

手引き ページ	変更内容
2-36	・3.4.1 根入れ 河川、水路又は道路に隣接又は近接している擁壁の場合、根入れ深さを河川、水路 又は道路の各管理者と協議して決定することができるよう変更。

6 排水対策に関する技術的基準

手引き ページ	変更内容
2-86	・宅内枘のみの設置で流量計算不要となる場合を記載。(2-99から記載場所変更)
2-90	・タイトル(6.2.3 地下排水工の設置)追加。
2-101	・表6.4.4 笠岡市の降雨強度式追加。

10 土石の堆積に関する技術的基準

手引き ページ	変更内容
2-131 2-132	・図10.2.1～10.2.3を追加。

第三編 諸手続要領編

1 許可申請等から工事完了までの流れ

手引き ページ	変更内容
3-12,13 3-31	・許可申請書等様式(記入例) 7欄 工事完了後の土地利用の記載方法追記。
3-22	・同意書に添付する印鑑証明書の有効期限(申請日から3ヶ月前まで)削除。

その他所要の改訂

- ・誤字脱字、インデント、文字フォントやサイズの修正
- ・県要領様式修正